

認定こども園国立富士見台団地風の子をめぐる紛争の終結について

特定非営利活動法人くたち農園の会 理事長
武藤 芳暉

清秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

掲題につきまして、①特定非営利活動法人くたち農園の会（以下「法人」）と全国一般三多摩労働組合風の子分会（以下「組合」）との間での東京都労働委員会での不当労働行為救済申立事件、及び②園長解雇についての法人との間の地位確認訴訟が行われておりましたが、2025年12月23日付で、組合、組合員及び法人との間で両紛争に関して、包括的な和解協定が締結されましたので、その旨お知らせ申し上げます。

和解協定においては、組合員の退職、法人は「てつなぎ保育風の子」の継続を認めること、相互にお互いの名誉を棄損せず、営業を妨害しないこと、法人はこども園の名称を変更し、組合に対して一定の解決金を支払うことを含む各事項が合意されました。

なお、紛争の経緯や裁判の詳細、紛争に関連して行われた事実主張等については、今後の紛争を回避するため、相互に口外しないことを合意しております。

長期間にわたり、地域の皆様にご心配をおかけいたしましたことを改めてお詫び申し上げますが、上記の次第であり、お問い合わせについては、本書記載以上の回答を行うことはできないことについて、何卒ご理解ご海容のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上

特定非営利活動法人くたち農園の会の「認定こども園」をめぐる紛争の終結について

全国一般三多摩労働組合 委員長
稲津憲護

皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保育方針の違いに端を発した元園長に対する懲戒解雇及びその撤回を要求するストライキなどの労使紛争が継続し、皆さまには大変ご心配をおかけしておりました。

今般、東京都労働委員会において、特定非営利活動法人くたち農園の会（以下「法人」という。）と全国一般三多摩労働組合風の子分会（以下「組合」という。）との間で係争されておりました不当労働行為救済申立事件（都労委令和7年第22号事件）の和解協定書が2025年12月23日に調印されました。組合員らにとっては、忸怩たる思いを抱えながらも前に進んでいくことを決意し、和解を決断いたしました。

合意及び改善された項目及び和解内容の主な点は以下のとおりです。

- ① 本件和解を以ての、過去及び将来に向けての一切の労使紛争の終焉。
- ② 小野元園長に対する懲戒解雇の撤回と同日付の会社都合退職。これに伴う小野元園長の解雇撤回訴訟（東京地方裁判所立川支部令和7年（ワ）第1533号）取り下げ。
- ③ 小野元園長及びストライキについて言及した法人ホームページの削除
- ④ 解決金の支払い
- ⑤ 組合員らのストライキの終結と協定書締結日付の会社都合退職。
- ⑥ 法人の労働基準法違反の是正及び申立ての取下げ
- ⑦ 法人は組合員に対し「競業避止義務違反」追及をしない。これにともない、法人と組合員らは相互に名誉を棄損せず、事業を妨害しない。
- ⑧ 法人は「国立富士見台団地風の子」の名称を変更し、2025年12月1日から「認定こども園かえるの森」と改めた。これに伴い、法人は「50余年の歴史を持つ幼児教室『風の子』の継承」との文言を、インターネット上及び紙媒体など全ての表現から削除する。
- ⑨ 50余年の歴史を持つ「幼児教室風の子」は組合員らが運営する「てつなぎ保育風の子」が継承することを確認する。
- ⑩ 法人の経営する「認定こども園」と「てつなぎ保育風の子」は保育場所に係る取り決めを行い、これを誠実に遵守する。

以上を持ちまして、小野元園長雇用継続確認訴訟・労働委員会・労働基準監督署における係争が和解解決したことを報告します。また、本書面以外については事前に労使で確認した書面以外、労使双方とも相互に開示しないこと、及び法的に必要な場合をのぞいて和解協定書を開示しないことを労使双方合意しております。本書面を持ちまして、本件に関するすべてのご報告とさせていただきます、ご容赦ください。長期間にわたり、保育現場における職員の労働条件問題について地域の皆さまにご心配をおかけいたしました。今後も地域とつながる保育活動を継続いたしますので、変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。

以上